

第6次千葉県男女共同参画計画の概要

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

「多様性尊重条例」のもと、社会のあらゆる分野において性別の違いに関わらず、男女が共に活躍できる社会の形成に向けた取組を県全体で推進

5次計画ではワーク・ライフ・バランスの普及促進や子育て・介護への支援等に重点的に取り組み、女性の就業率の増加、男性の育児休業の取得率の向上等の成果

現行計画の計画期間の終了にあたり、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応するため、今後の目指す姿と取り組むべき施策を盛り込んだ計画を策定

2 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条に基づく法定計画
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく都道府県推進計画

3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

4 計画策定の背景

○ 本県の男女共同参画を取り巻く現状

- 少子高齢化、生産年齢人口の減少
- いまだ根強く残る固定的性別役割分担意識
- 政策・方針決定過程への女性の参画の低さ
- 多様性尊重条例の施行
- 千葉県職員仕事と家庭の両立・女性活躍推進プランの策定

○ 社会情勢

- 国際的な日本の位置づけ（ジェンダーギャップ指数の低迷）
- 多様な価値観の広がり、ニーズの変化
- 自然災害リスクの高まり
- テクノロジーの急速な進展
- 男女共同参画に関する国の動き
 - 男女共同参画社会基本法の改正
 - 女性活躍推進法の期限延長
 - 困難女性支援法の施行

第2章 基本方針

〔基本理念〕

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）
 男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）

目指す姿

基本目標(4)

施策項目(11)

施策の基本的な方向(28)

男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会

I あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進

II 働く場における女性活躍の推進

III 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

IV 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備

- ① 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進
- ② あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映
- ③ ライフステージに応じた男女共同参画の促進

- ① 働く場における女性への活躍支援
- ② 誰もが働きやすい職場環境づくり

- ① あらゆる暴力の根絶と人権の尊重
- ② 誰もが安心して暮らせる環境の整備
- ③ 生涯を通じた健康づくりの推進

- ① 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見を解消するための意識変革の推進
- ② 子ども・若者に向けた意識啓発
- ③ 推進体制の整備・強化

- 1 政治・行政分野における政策決定過程における女性の参画の促進
- 2 民間における方針決定過程における女性の参画の促進
- 1 女性の参画が少ない分野における女性活躍の場の拡大
- 2 男性の参画が少ない分野における男性活躍の場の拡大
- 1 家事・子育て・介護への支援の促進
- 2 地域活動等における男女共同参画の促進

- 1 女性の就業(継続)・復職・起業への支援
- 2 女性の能力発揮への支援
- 1 多様な働き方の推進
- 2 誰もが安心して働ける職場環境の整備
- 3 ハラスメント対策の促進

- 1 あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備
- 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進
- 3 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり
- 4 メディアにおける女性や子ども等の人権への配慮
- 1 ひとり親家庭等様々な困難な状況におかれている人々への支援
- 2 困難な問題を抱える女性等への支援
- 3 男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組の推進
- 4 高齢者・障害のある人・外国人・性的マイノリティなどがジェンダーに基づいて抱える問題への理解の促進・支援
- 1 生涯を通じた男女の健康支援の推進
- 2 性差を考慮した健康課題等への支援

- 1 固定的性別役割分担意識の変革に向けた啓発
- 2 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供
- 1 学校教育・社会教育等における啓発
- 2 多様な選択を可能とする学習の推進
- 1 男女共同参画センターの機能強化
- 2 多様な主体との連携
- 3 計画の適正な進行管理

第3章 事業計画

● 施策の内容(施策の基本的な方向ごと)(69)

- 1 女性議員を増やすための意識啓発/県が設置する審議会等への女性登用促進/県職場における女性職員及び女性管理職の登用推進
- 2 事業所、団体等における女性登用促進/公立学校等における女性教職員の登用推進

- 1 防災分野への女性の参画の推進/農林水産業における男女共同参画の推進/女性の参画が少ない分野における女性の参画の推進
- 2 保育分野など、男性の参画が少ない分野における男性の参画の推進

- 1 家庭生活における男女共同参画の推進/地域における子育て支援の体制の整備/妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援/育児休業・介護休業制度の普及・定着/地域における介護支援体制の整備
- 2 地域活動等における男女共同参画の普及啓発

- 1 女性の就業支援/女性の復職・再就職支援/女性の起業支援
- 2 女性の能力発揮への支援

- 1 県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備/働き方改革に取り組む事業所への支援
- 2 健康で安心して働くための法律等に関する知識の普及啓発/職場におけるメンタルヘルス等健康管理の推進及び労働相談の実施/誰もが安心して働ける県職場環境の整備
- 3 ハラスメント防止のための周知啓発/県職場等におけるハラスメント対策の推進

- 1 暴力を許さない社会に向けた広報啓発/関係機関・団体との連携強化
- 2 配偶者等からの暴力の防止及びストーカー事案対策の推進/犯罪被害者等の支援の充実
- 3 風俗環境の浄化及び違法風俗営業店等の排除並びに人身取引対策/性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進/青少年を取り巻く有害環境の浄化並びに福祉犯罪の取締り強化
- 4 インターネット上の違法情報に関する取締りの強化等/青少年のネット被害防止対策(ネットパトロール)の推進/情報活用能力、メディア・リテラシーの学習機会の充実

- 1 ひとり親家庭への経済・日常生活支援
- 2 困難な問題を抱える女性への支援/誰もが相談できる体制の充実
- 3 男女共同参画の視点を取り入れた防災復興への取組のための普及啓発/避難所における男女共同参画の促進/女性用品や乳幼児品等の備蓄/災害時におけるDV・性犯罪等の相談事業
- 4 高齢者が抱える困難な問題の理解の促進・支援/障害のある人が抱える困難な問題の理解の促進・支援/外国人が抱える困難な問題の理解の促進・支援/性的マイノリティが抱える困難な問題の理解の促進・支援

- 1 一人ひとりに応じた健康づくり/思春期のこどもの心と体の健全な育成/自殺対策の推進/総合的ながん対策の推進/性感染症やエイズ対策の推進/学校における発達段階に応じた適切な性教育等の実施
- 2 母子保健体制の充実/妊娠・出産・子育てに関する知識の普及・相談の充実/不妊や不育症に関する支援体制の充実/周産期医療体制の充実/性差を考慮した健康課題への支援

- 1 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進と支援
- 2 男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供

- 1 学校における男女共同参画や人権教育の啓発・推進/教育相談の充実/幼児教育の理解・発展推進/社会教育・家庭教育における男女共同参画についての理解促進
- 2 キャリア教育の充実

- 1 男女共同参画センターの機能強化
- 2 市町村・民間団体等との連携とネットワークづくり
- 3 男女共同参画苦情処理委員制度の運用/計画の適正な進行管理

第6次千葉県男女共同参画計画の指標体系

総括指標(2)
「目指す姿」に紐づき、男女共同参画社会の実現度を測る

施策項目(11)

評価指標(29)
「基本目標」に紐づき、計画の進捗度を測る

モニタリング項目(40)
男女共同参画に関する県内の状況等を把握

1 社会全体における男女平等意識

男性
R6 13.6%
⇒ R11 22.0%

女性
R6 9.7%
⇒ R11 22.0%

2 女性の権利に関する法制度等の認知度

- ① 多様性尊重条例
R6 29.8%
⇒ R12 35.0%
- ② 男女共同参画社会基本法
R6 51.6%
⇒ R11 57.0%
- ③ 男女雇用機会均等法
R6 88.7%
⇒ R11 90.0%
- ④ 女性活躍推進法
R6 37.6%
⇒ R11 48.0%
- ⑤ 女子差別撤廃条約
R6 23.0%
⇒ R11 32.0%

① 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

- 1 県の審議会等における女性委員割合 (R7 30.7% ⇒ R12 40.0%)
- 2 県庁の女性管理職の割合 (R7 14.1% ⇒ R11 20.0%)
- 3 事業所における女性管理職の割合 (R5 15.0% ⇒ R12 24.0%)
- 4 公立学校の女性管理職の割合 (R6 校長: 22.0%、副校長・教頭: 21.3% ⇒ R11 校長: 26.0%、副校長・教頭: 30.0%)

② あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

- 5 消防団における女性消防団員の割合 (R7 3.1% ⇒ 10% (当面5%))
- 6 認定農業者に占める女性の割合 (R5 9.4% ⇒ R12 12.0%)
- 7 女性警察官の割合 (R7 12.7% ⇒ R12 15.0%)

③ ライフステージに応じた男女共同参画の促進

- 8 子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合 (R6 78.3% ⇒ R12 80.0%)
- 9 女性の有業率 (R4 52.7% ⇒ R9 55.4%)
- 10 女性の雇用者に占める正規職員の割合 (R4 45.9% ⇒ R9 49.5%)

① 働く場における女性への活躍支援

- 11 県庁における男性職員の育児休業取得率 (R6 88.4% ⇒ R11 100%)
- 12 県庁における男性職員の育児休業取得日数 (2週間以上の取得) (R6 85.3% ⇒ R11 85.0%)
- 13 学校職員及び教育庁等の男性職員の育児休業取得率 (R5 学校職員: 28.2%、教育庁等職員: 84.2% ⇒ R11 学校職員: 50.0%、教育庁等職員: 100%)
- 14 警察における男性職員の育児休業取得率 (R6 80.9% ⇒ R12 85.0%以上)
- 15 働きやすいと感じる女性の割合 (R6 53.5% ⇒ 増加を指します)
- 16 多様な就業形態を導入している事業所の割合 (テレワークの導入・定着) (R5 11.7% ⇒ 毎年度前年度以上)
- 17 事業所における男性の育児休業取得率 (R5 44.5% ⇒ R12 85.0%)
- 18 事業所におけるハラスメント防止のための取組 (R5 94.1% ⇒ R12 100%)

② 誰もが働きやすい職場環境づくり

① あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

- 19 DVや困難な問題を抱える女性支援に関する相談窓口や居場所等の認知度 (R2 インターネットアンケート: 23.0%、大学生意識等調査: 53.0% ⇒ R12 「知らない」の回答を10.0%以下)
- 20 DVを受けた人のうち相談した人の割合 (R6 19.8% ⇒ R11 50.0%)

② 誰もが安心して暮らせる環境の整備

③ 生涯を通じた健康づくりの推進

- 21 困難な問題を抱える女性への支援のための相談窓口設置市町村数 (R7 38市町 ⇒ R12 増加を目指す)
- 22 地域防災活動における男女共同参画の視点に立った取組の充足度 (R6 男性: 11.8%、女性: 11.0% ⇒ R11 増加を目指す)

① 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見を解消するための意識変革の推進

- 23 健康寿命の延伸 (R4 男性: 72.96年、女性: 75.89年 ⇒ R10 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加)
- 24 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数) (R4~6 男性21.9、女性10.9 ⇒ R6~8 13.0)
- 25 がん検診の受診率 (⇒ R10 胃がん・肺がん・大腸がん: 男女共 60.0%、乳がん・子宮頸がん: 女性 60.0%)

② こども・若者に向けた意識啓発

- 26 現在の家事等の役割分担 (夫婦とも同じくらい行う) (R6 食事: 22.1%、掃除・洗濯: 24.0%、子どもの世話: 19.4% ⇒ R11 食事: 50.0%、掃除・洗濯: 50.0%、子どもの世話: 42.0%)
- 27 男女の役割分担意識 (男は仕事、女は家庭という考えに反対) (R6 男性: 39.9%、女性: 54.5% ⇒ R11 男性: 58.4%、女性: 68.4%)

③ 推進体制の整備・強化

- 28 学校教育の場における男女共同参画の推進 (仮) (⇒ R11 男性: 60.0%、女性: 50.0%)
- 29 男女共同参画センター設置市町村数 (R7 11市 ⇒ R12 14市町村)

- 1 千葉県議会・市議会・町村議会における女性議員割合 (R6 県議: 14.4%、市議: 22.1%、町村議: 19.0%)
- 2 国・千葉県・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合 (R6 国: 42.0%、R7 市町村: 28.7%)
- 3 市町村職員における女性職員の管理職への登用率 (R7 15.6%)
- 4 農業協同組合の役員に占める女性の割合 (R6 10.1%)
- 5 農業委員に占める女性の割合 (R6 16.5%)
- 6 土地改良区理事に占める女性の割合 (R6 1.8%)

- 7 女性の災害対策コーディネーター登録者数 (R6 372人 (20.1%))
- 8 男女別医師数 (R6 男性: 10,432人、女性: 3,385人 (25.0%))
- 9 男性の保育士就業率 (R2 男性: 980人 (3.2%)、女性: 29,570人)
- 10 男性の保育士登録者数 (R6 3,804人)
- 11 男女別看護師数 (R6 男性: 4,427人 (8.5%)、女性: 47,891人)
- 12 介護職員の男女比 (R6 男性: 23.4%、女性 76.6%)
- 13 女性弁護士数 (R6 161人 (18.3%))
- 14 女性司法書士数 (R6 129人 (16.2%))

- 15 保育所待機児童数 (R6 83人)
- 16 放課後児童クラブ待機児童数 (R6 1,181人)
- 17 介護を理由とした離職者がいる事業所割合 (R5 10.5%)
- 18 特別養護老人ホーム整備床数 (R6 32,245床)
- 19 自治会長・PTA会長における女性割合 (R6 自治会長: 8.2%、PTA会長: 25.1%)

20 所定内給与額の男女格差 (R6 76.2% (男性を100とした場合の女性の所定内給与額の割合))

- 21 育児休業・介護休業の取得しやすさ (R6 男性育休: 35.2%、女性育休: 60.1%、男性介休: 31.6%、女性介休: 48.0%)
- 22 週間就業時間60時間以上の雇用者の割合 (R6 男性: 7.4%、女性: 2.0%)
- 23 ハラスメントの相談件数 (R6 パワハラ: 2,265件、セクハラ: 253件、マタハラ: 187件、育休・介休ハラスメント: 167件)

- 24 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数 (R6 8,884件)
- 25 千葉県警察におけるDV相談等の状況 (R6 4,841件)
- 26 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数 (R6 7,739件)
- 27 性犯罪110番(＃8103)で受理した件数 (R6 429件)

- 28 母子世帯の母・父子世帯の父の年間就労収入の構成割合 (R3 400万以上父子世帯: 54.6%、400万以上母子世帯: 15.3%)
- 29 防災危機管理部における女性職員の割合 (R7 16.4%)
- 30 ダイバーシティという考え方の認知度 (R7 49.3%)

- 31 年齢階級別人工妊娠中絶の状況 (R6 4,051件)
- 32 男女別のAED使用率 (R5 男性: 6.8%、女性2.8%)
- 33 産婦人科医数 (R6 558人)

- 34 社会全体における男女平等意識 (内閣府調査) (R6 男性: 21.9%、女性: 12.2%)
- 35 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間 (R3 男性: 140分、女性470分)

- 36 理学・工学分野を専攻する女子生徒数 (R6 理学217人、工学439人)
- 37 子どもの教育における男女平等意識 (理系は、男性の方が向いていると回答した人の割合) (R6 男性: 21.0%、女性: 17.9%)
- 38 高等学校卒業者の大学・短大等への進学者数 (R6 男性: 14,328人、女性13,544人)

- 39 女性・男性のための総合相談件数 (R6 女性相談: 5,752件、男性相談: 783件)
- 40 地域推進員設置市町村数 (第10期 (R8.3.31まで) 48市町村)